

じてんしゃ かん し 自転車に関するお知らせについて

おおむらしきょういくいいんかい
大村市教育委員会

じてんしゃ くるま なかま たいせつ いのち まも じぶんじしん
自転車は車の仲間です。みなさんの大切な命を守るため、まずは自分自身が
ただ じてんしゃ ある ひと あんぜん だいいち かんが
正しい自転車ルールをおぼえましょう。歩いている人の安全を第一に考えること
たいせつ
が大切です。

じてんしゃ まも あんぜん の
自転車は、ルールを守って、安全に乗りましょう！

1 ヘルメットは必ずかぶりましょう。

- かならず、あごひもまでしっかりとめてください。



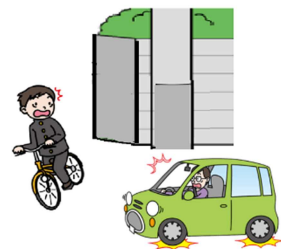
2 歩道を走る時は、歩いている人に道をゆずりましょう。

- ある ひと はし 歩いている人がいたらゆっくり走りましょう。
- ある ひと おお 歩いている人が多いときは自転車をおりて押しましょう。

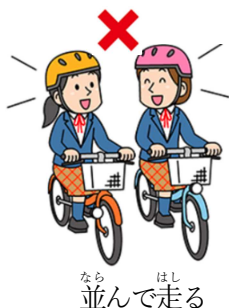


3 交差点では、いったん、止まって安全確認をしましょう。

- 止まれ STOP があったら自転車も止まって安全を確認しましょう。



4 交通ルールを守りましょう。



なら はし
並んで走る



ふたりの
二人乗り



かさ うんてん
傘さし運転



スマートフォンを操作したり
音楽を聴いたりしながら運転

5 乗ってもよいはんいを守りましょう。

《乗ってよいはんい》

ていがくねん ねんせい いえ ちか
・低学年（1・2年生）・・・家の近く

ちゅうがくねん ねんせい ちょうない ちくない
・中学年（3・4年生）・・・町内や地区内

こうがくねん ねんせい こうくない
・高学年（5・6年生）・・・校区内

自転車に関するお知らせについて

大村市教育委員会

自転車のルールを守って、安全に乗りましょう！

1 自転車安全利用五則をしっかりと守りましょう。

(1) 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

【歩道を自転車で通行でき乗るのは】

- ・「自転車通行可」の標識や標示がある歩道
- ・運転者が13歳未満や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人の場合
- ・車道又は交通の状況から見てやむをえない場合
- ・身体の不自由な方が運転するとき



(2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ・信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。
- ・一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。



(3) 夜間はライトを点灯

- ・ライトの点検を行い、反射器材も備えた自転車を運転しましょう。

(4) 飲酒運転は禁止

(5) ヘルメットを着用しよう

道路交通法が改正され、令和5年4月1日から自転車を利用する全ての人は、ヘルメット着用が努力義務化となりました。自分自身の安全・安心を確保するためにヘルメットを着用しましょう。また、学校に通うときは必ず着用となります。



2 交通ルールを厳守しましょう。



並進



二人乗り



傘さし運転



スマートフォンを操作したり音楽を聴いたりしながら運転



無灯火

3 盗難防止のため二重ロックを徹底しましょう。

一般家庭からの盗難が増加中です。

いつでもどこでも二重ロックを心掛けましょう。



歩行者（特に子どもやお年寄り）の安全・安心を確保することは、車両の運転者として、最も重要な基礎・基本です。

「自分は絶対に事故や違反はしない」という過信は禁物です。自転車だからと言って安易に考えずに、今から、正しい交通ルールやマナーを覚えてほしいと思います。